

2 計画の策定経過

年 月	項 目	内 容
平成27年 9月～10月	「市民、農林水産業者意向調査」の実施	市民3,000人 農林水産業者11,207人対象
平成28年 2月	「大分市農林水産業振興基本計画策定委員会」立ち上げ	(内容) ・大分市総合計画の概要について ・農林水産業振興基本計画について ・市民・農林水産業者意向調査結果について ・今後のスケジュールについて
平成28年 5月	大分市農林水産業振興基本計画第1回部会開催	林業部会：5月24日 水産部会：5月26日 農業部会：5月31日 (内容) ・現行計画の検証について ・新総合計画について ・施策の体系について
平成28年 7月	大分市農林水産業振興基本計画第2回部会開催	農業部会：7月20日 水産部会：7月21日 林業部会：7月25日 (内容) ・計画の原案について
平成28年 9月～10月	大分市農林水産業振興基本計画(案)に関する市民意見公募(パブリックコメント)の実施	・市ホームページ、市各支所・出張所及び情報公開室における基本計画の閲覧及び市民意見公募
平成28年 11月	大分市農林水産業振興基本計画第3回部会開催	水産部会：11月7日 農業部会：11月9日 林業部会：11月11日 (内容) ・第2回部会意見集約結果について ・市民意見公募(パブリックコメント)の実施結果について
平成28年 12月	・大分市農林水産業振興基本計画の決定 ・議会報告	

農林水産業振興基本計画とは

農林水産業を取り巻く情勢

本市農林水産業における概要及び現状と課題

計画の基本的視点

施策の体系

基本方針

計画の推進

資料編

3 大分市農林水産業振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市農林水産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、大分市農林水産業振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者団体の代表者
- (3) 農林水産物流通加工団体の代表者
- (4) 農林水産業関係団体の代表者
- (5) 農林水産業者の代表者
- (6) 農林水産業関連企業の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、基本計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項のうち専門的な事項について部門別に協議検討をするため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及び結果を委員会の会議において報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第8条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第9条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、農林水産部農政課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、基本計画が策定される日限り、その効力を失う。



4 大分市農林水産業振興基本計画策定委員名簿

部会	委員会役職	部会役職	区分	役職名等	氏名	備考
農業	副委員長	部会長	学識経験者	大分大学経済学部准教授	山浦 陽一	
		副部会長	農業団体代表	大分県農業協同組合常務理事	仲道 文敏	
			消費者団体代表	大分市消費者団体連絡協議会会長	小野ひさえ	
			流通加工団体代表	株式会社キハインダストリー-MD統括部生鮮グループマネージャー	相馬幸一郎	H28.3.31まで
			流通加工団体代表	株式会社キハインダストリー-MD統括部生鮮グループ青果バイヤー	添田 剛	H28.4.1から
			流通加工団体代表	吉野とりめし保存会代表者	帆足 キヨ	
			農業団体代表	大分市農業委員会会長	佐藤 泰副	
			農業団体代表	大分県酪農業協同組合業務部次長	佐藤 哲也	
			女性農業団体代表	JAおおいた大分市女性部部長	眞部ミヤ子	
			生産者代表(認定農業者)	女性農業者(ニラ生産者)	安部 初女	
			生産者代表(認定農業者)	肉用牛・水稲・椎茸生産者	甲斐 隆司	
			生産者代表(認定農業者)	若手農業後継者(露地野菜生産者)	渡辺新太郎	
			生産者代表(集落営農組織)	木佐上農事組合法人代表理事	大石 勝一	H28.6.15まで
			生産者代表(集落営農組織)	木佐上農事組合法人代表理事	幸野 和夫	H28.6.16から
			生産者代表(直販組織)	大分市野菜花き振興会長	池永 勝己	
			農業関連企業代表	大分ゼネラルサービス株式会社取締役	大西 孝治	H28.3.31まで
			農業関連企業代表	株式会社社住化ファームおおいた農場長	大井 隆志	H28.4.1から
		土地改良区	水土里ネット大分中部事務所長	高山 富治	H28.3.31まで	
		土地改良区	水土里ネット大分中部事務所長	三代 透	H28.4.1から	
林業	副委員長	部会長	学識経験者	日本文理大学工学部教授	井上 正文	
		副部会長	林業関係団体	おおいた森林組合代表理事専務	安部 英助	
			林業関係団体	臼津関森林組合参与	下村 幸一	
			林業関係団体	公益財団法人森林ネットおおいた森林整備部長	首藤 弘一	
			林業関係団体	大分県森林組合連合会指導部長	吉村 省吾	
			椎茸関係団体	大分県椎茸農業協同組合中央支部長	廣石 晃一	
			林業土木関係団体	一般社団法人大分県治山林道協会総務部長	中磨 将文	
			木材流通関係団体	大東木材協同組合	阿南 洋一	
水産業	委員長	部会長	学識経験者	大分大学副学長	望月 聡	
		副部会長	漁業関係団体	大分県漁業協同組合佐賀関支店支店長	坂井伊智郎	
			漁業関係団体	大分県漁業協同組合大分支店支店長	島崎 修一	
			漁業関係団体	大分県漁業協同組合大分支店神崎取次店職員	友永真理子	
			漁業関係団体	大分川漁業協同組合代表理事組合長	奈須 正治	
			漁業関係団体	大野川漁業協同組合代表理事組合長	若松 成次	
			漁業関係団体	鶴崎漁業協同組合代表理事組合長	白川 繁之	
			流通関係者	大分魚市株式会社代表取締役社長	山上 誠二	
			消費関係者	大分市食生活改善推進協議会会長	辻嶋千賀子	
オブザーバー				大分県中部振興局農山漁村振興部長	葛城 和夫	
				大分県中部振興局生産流通部長	三浦 敏郎	
				大分県中部振興局農林基盤部長	山本 文博	

農林水産業振興
基本計画とは

農林水産業を
取り巻く情勢

本市農林水産業における
概要及び現状と課題

計画の基本的視点

施策の体系

基本方針

計画の推進

資料編

5 用語解説

用語	解説
あ行	
IoT	Internet of Thingsの略で、様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単につながりだけでなく、モノがインターネットのようにつながる)、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報処理および情報通信、つまり、コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT(情報技術)のほぼ同義語で、2000年代半ば以降、ITに替わる語として、主に総務省をはじめとする行政機関および公共事業などで用いられている。
一本釣り漁業	原則的には一本の釣り糸と釣り針で一尾ずつ釣り上げる漁業であるが、対象魚種によっては効率的に漁獲するために、複数の枝糸に釣り針をつけることも多い。一本釣りでは、釣り糸を常に手や竿で持ち、釣り針にかかった感触を元にすぐに釣り上げることが出来るので魚をいためずに漁獲できる。
援農(えんのう) ボランティア	ボランティアにて農繁期の農家の手伝いを行う者。
おおいたAFF女性ネットワーク	大分県内の農山漁村女性により、自らの資質向上と相互交流を通じて、経営感覚と社会参画への意識を高め、その能力を十分に発揮し、農林水産業の振興と地域の活性化に寄与することを目的に、平成27年7月に設立された組織。大分県が事務局を所管。
おおいた冠地どり	大分県農林水産研究指導センターで平成20年に国内で初めて交配に烏骨鶏(うこっけい)を用いた地鶏。
大分市国土強靱化(きょうじんか)地域計画	大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、国土強靱化基本法に基づき策定された計画。
大分市森林整備計画	森林法に基づき、本市が策定する森林整備の基本的な事項を示した10年を1期とする計画。
大分市水産基本計画	本市水産業の持続的な発展を図るために、水産業の各種施策を計画的に推進する指針として、平成21年3月に策定された計画。
大分市総合計画	本市のまちづくりの最も基本的な指針として、これから目指す大分市の姿と、その実現のための市政の方針を明らかにし、それを実現するための施策の方向性を示したもの。
大分市農業振興基本計画	本市農業が将来にわたり維持・発展していくための施策を推進するため、本市農政の指針として、平成19年に10年間の計画期間として策定された計画。平成29年3月末が計画の満期。
大分市ファーマーズカレッジ事業	就農希望者の研修期間及び就農後の所得確保と本市への移住を支援するため、国の制度の対象とならない者に対して、本市独自で給付金や家賃補助を行う制度。
おおいた農林水産業活力創出プラン2015	大分県行財政運営の長期的、総合的な指針を示した「大分県長期総合計画」に基づき、県農林水産業が直面する課題を見据え、これに的確に対応するための施策を示したもの。
おおいたマルシェ	おおいたの食や農林水産物の「地産地消」をテーマとしたイベント。

用語	解説
か行	
海底耕うん	漁場の環境改善を行うため、陸上の畑を耕うんするように、海底を爪のついた漁具などで掘り返し、酸素を含んだ海水を送り込んで底質の改善を行う作業。
海底清掃	海底にたまったビニールやプラスチック類を、潜水による手作業や底引き網などで回収する作業。
海面漁業	海面で営まれる漁業。内水面漁業の対語。
家族経営協定	農家において家族一人ひとりが農業経営に参画し、世帯員相互の就業条件・役割分担などを明確化、文書化することで、農業従事者の地位を確立し、農業経営の合理化を図る取組。
環境基本計画	本市の環境に関する施策の理念や基本的な考え方などを示した指針。
間伐（かんばつ）	森林整備の手法の一つで、木の成長を促すために、生育の悪い木などを間引くこと。
GAP（農業生産工程管理）	農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して、定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。
魚介類	魚、貝、エビ、カニ、タコ、ナマコなど、水産動物全般を指す総称。
漁獲体長制限	資源を維持あるいは増大させるために、漁獲できる魚介類の大きさを制限すること。単価の高い大型サイズになるまで待つて漁獲したり、産卵するサイズ以上に制限体長を設定して産卵を促すことなどを目的とする。
漁港海岸保全施設	海岸のうち、漁港区域内にある海岸を漁港海岸と呼び、この背後にある集落を高潮などの災害から守るための護岸や離岸堤などの施設。
漁業協同組合	水産業協同組合法に基づいて行政庁の認可を得て設立された漁業者による協同組織。指導、信用、購買、販売など事業は多岐にわたり、漁業者に直接奉仕することを目的とする。
漁業調整	漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、漁業秩序を保つための取組。
魚礁（ぎょしょう）	海の中で、海底から突き出た岩山のようなところは魚が多数集まり、このような場所を「天然礁」と呼ぶが、こうした場所と同じ機能を発揮するようにコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。魚を集めて効率的に漁獲する目的や稚魚の保護・育成の効果がある。
魚礁（ぎょしょう）漁場	水産生物の漁獲の増大、操業の効率化及び保護繁殖を図るために、魚礁を一定間隔で配置し、その魚礁によって生じる海流の乱れなど効果の及ぶ範囲。
魚道	アユやウナギなどは河川をさかのぼって成長するが、ダムや取水せきなどができて遡上が妨げられた場合に上流に魚がさかのぼれるようにする通路。
経営改善計画	市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めるために市が認定した計画。

用語	解説
経営継承	後継者のいない農家が、その施設、機械等の経営資源や経営ノウハウを家族以外の新規就業者などに受け渡すこと。
原木（げんぼく）椎茸	クヌギ等の木を使って生産された椎茸。
耕種（こうしゅ）農家	田畑を耕し、農作物を栽培する農家。
高性能林業機械	森林から木を伐り出す作業を効率よく行うための機械。
公有林	地方公共団体が所有する森林。
交流給食	生産者が講師となり小学校にて自らが栽培する生産物について講義し、その後、児童とともにその食材を使った給食を食べ交流を図る活動。
国有林	国が所有する森林。
さ行	
採貝藻（さいかいそう） 漁業	アワビ、サザエなどの貝類やテングサ、ヒジキ、ワカメなどの藻類のほか、ウニ、ナマコなどを獲る漁業。岩場や浅瀬の海で干潮時に採捕する方法や素潜りまたは潜水器を使って海底の貝類などを採捕する方法などがある。
作業道	森林整備を行うため、林道等から作業現場に向けて整備された道路。
刺し網漁業	魚群の遊泳する水域に遮断するように網を張り、網目に刺さらせるか、からまったものを漁獲する漁業。対象とする魚種で網目の大きさは異なるが、大きくすることで小型魚の混獲を防ぐことができる。魚類のほか、エビ、カニなども漁獲対象となる。
里山	集落の近くにある森林の総称。周辺の水辺や農地を含める場合もある。
産卵床（さんらんしょう）	魚などが卵を産むのに適した場所。アユなどの増殖のために人工的に川床に砂利層を造成したり、イカの増殖のために木の枝を束ねたものを設置する人工産卵床がある。
資源管理	禁漁期・禁漁区の設定、漁具漁法の制限、漁獲体長や漁獲可能量の制限などにより、水産資源の乱獲を防ぎ、適切に管理することで、持続的に利用していくための資源の保全・回復を図る取組。
資源循環型農林水産業	市民生活及び農林水産業で発生する有機性資源をごみとして廃棄するのではなく、利用できるものは再び農林水産業用資源として利用する仕組み。
市産材	大分市内の森林から産出された木材または市内の加工業者等から出荷された国産材。
市民感謝デー	大分市公設地方卸売市場で毎月第2土曜日（1、2、8月を除く）に行う一般市民向けの開放日。日頃入場できない売場を市民の方々に開放し、市場内において取扱われている生鮮食料品が新鮮で安心・安全なことを直接感じてもらうことを目的とする。
下刈り（したがり）	植栽した苗木の成長の妨げになる雑草木を刈り取ること。

用語	解説
市民農園	市民に野菜や花などの農作物の栽培の場を提供することを目的に設置した小規模な区画の貸し農園。
就業相談会	農林水産業への就業を希望する人の相談を受け付けるために、国、自治体、企業等が主催する相談会。代表的な相談会として、農林水産省の補助事業で開催される新・農業人フェアは、全国各地で開催され、市町村等の自治体等が、新規就業者獲得のため、ブースを出展する。
集落営農	集落内の農家が農業生産過程における一部または全部についての作業を共同で取り組む組織。
種苗（しゅびょう）	水産業において、天然の稚魚や稚貝または人工的に卵をふ化させた稚魚や稚貝。
商工業振興計画	事業者の経済活動を基本としつつ、本市の有する特性や優位性を生かし、中・長期的な視点で本市域内の商工業振興を図るための指針。
食育推進計画	本市において、地域特性を生かした食育の取組を総合的かつ計画的に推進するための指針。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
新規就業者	新たに農林水産業に就いた者。ただし、自給目的の者を除き、担い手として十分判断できる者。
人工林	人の手によって、植栽され、育てられた森林。
森林組合	森林組合法に基づいて組織された、森林所有者を組合員とする協同組合。地域の森林を育て守り、森林環境の保全と林業の発展に寄与することを目的とする。
森林経営計画	森林の経営に関して、森林所有者等が策定する5年間の計画。
森林施業（しんりんせぎょう）プランナー	森林の集約化（団地化）に向けて、効率的な施業案を提示し、合意形成を図る技術者。森林経営計画作成の中核的な役割を担う。
森林セラピー	森林内での保養活動を指し、リラクゼーション効果や免疫機能改善等の予防医学的な効果を期待するもの。
森林・林業基本計画	森林・林業基本法に基づき、政府が森林・林業施策の基本的な方針を定めたもの。森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
水産基本計画	水産基本法に基づき、水産物の安定供給・水産業の健全な発展に向け、政府が計画的な推進を図るために定めたもの。情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
水産動物類	水産物のうち、魚類・貝類・藻類を除いた、エビ・カニ・イカ・タコ・ナマコなどの総称。
生産履歴	農薬や肥料の使用状況など、農産物を生産する過程を記録した履歴。

用語	解説
施業（せぎょう）	主に木材生産を目的に、植栽や保育（下刈りや間伐など）、伐採などの作業を行うこと。
増殖場	水産資源を増やすために、自然石、コンクリートブロック、貝殻や石材を詰めたかご等を設置し、産卵場所や、稚魚の隠れ場等を造成した場所。
造林・育林（ぞうりん・いくりん）	森林の生育過程を通して、育成管理すること。
素材	木材として利用するために、伐採された木を一定の長さの丸太にしたもの。
た行	
体験農園	市民に農産物の栽培や収穫などの体験の機会を提供するための農園。
多面的機能	農林水産業・農山漁村において、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農山漁村で農林水産業が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給以外の多面にわたる機能のこと。
多面的機能支払交付金	多面的機能を維持・発揮するための地域共同活動に対して一定の助成を行う制度。
地域材	大分県内の森林から産出された木材または県内の加工業者等から出荷された国産材。
蓄養（ちくよう）施設	水産業において、主に出荷調整のために、餌を与えて成長させることはせず、短期間生かすための水槽やいけすなどの施設。成長を目的とする場合は養殖になる。
地産地消	地域で生産された農産物を、その地域（地元）で消費すること。「地元生産－地元消費」の略。
地産地消サポーター制度	市が中心となり、生産者、消費者、食品関連事業者等の間の情報交換や交流活動を推進し、市産農林水産物の地産地消を促進する制度。
地産地消サポーター通信	地産地消に関する情報提供や、地産地消サポーター活動の募集などを行う情報誌。市が不定期で月に1、2回発行している。
地産地消促進計画	地産地消を促進するため、地産地消活動に関係する消費者、生産者、食品関連事業者や関係機関・関係団体等が協働で取り組むための行動指針。
中間育成	水産業において、種苗を放流できる大きさまで育てること。
中山間地域等直接支払交付金	傾斜地が多い農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動などに対して助成することで、平坦地との条件不利の補正を行う制度。
鳥獣害対策アドバイザー	大分県鳥獣対策アドバイザーのことで、大分県が定める野生鳥獣による農林作物被害防止に関する研修を終了した者で、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができるよう県の認定証の交付を受けた者。

用語	解説
特用作物	食用以外の特別の用途にあてるため栽培・加工する農作物。綿・桑・茶・麻・タバコ・藍(あい)など。本市では、主に茶を指す。
都市農村交流体験人数	援農ボランティアとして活動した延べ人数と、農山漁村における体験活動を行った人数の合計。
トレーサビリティ	食品がどのようにつくられ、加工されたかなど生産、流通過程の情報を追跡することができる仕組み。
な行	
内水面漁業	河川や湖沼などの淡水域や汽水域で行われる漁業。
荷さばき施設	陸揚げされた漁獲物を選別、計量し、箱詰めなどを行う施設。
農産物認証制度	国の法やガイドライン、県や農業協同組合等の基準により化学肥料及び化学合成農薬の低減、土づくりによる農産物の生産方式に対して農家や農産物を認証する制度。本市で取得できる農産物の認証制度には、エコファーマー、安心いちばんおおい産農産物認証制度、有機農産物認証制度、GAP等がある。
認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、新たに農業経営を営もうとする青年等(18歳以上45歳未満)が「青年等就農計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた者。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者。
農業協同組合	農業協同組合法に基づき組織された農民を正組合員とする協同組合。資金の貸付・貯金の受入・物資の購入・農産物の販売・施設の設置・技術指導など、農業だけでなく日常生活にわたるさまざまな事業を行う。略称の「JA」は、「Japan Agricultural Cooperatives」の頭文字をとったもの。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が作成する今後10年間における農業の基本的な方向、担い手の確保・育成の考え方、担い手への農地の利用集積目標や目標達成のための施策等を示したもの。
農業塾	主として直販所に農産物を出荷する高齢者等を対象に、栽培技術習得のため、実技や講義を行う制度。平成29年度より市が実施予定。
農業振興地域整備計画	県が農業振興地域の整備に関する法律に基づき定めた農業振興地域の区域内にある市町村が、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農商工連携	生産者と商工業者が連携し、新商品の開発や販売促進に取り組むこと。
農地集積	農作業を効率化し、生産コストを下げするために、地域で中心になる意欲的な農家(担い手)に農地を集めること。
農地中間管理事業	農地中間管理事業の推進に関する法律などの成立により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構が都道府県単位に創設され、その機構が農地利用の集積集約化を行うために実施する事業。

農林水産業振興
基本計画とは

農林水産業を
取り巻く情勢

本市農林水産業における
概要及び現状と課題

計画の基本的視点

施策の体系

基本方針

計画の推進

資料編

用語	解説
農地流動化面積	本計画の中で農地流動化の目標を数値として示すため、所有権移転や貸借権の設定など権利設定がなされた農地の面積。
は行	
バイオマス	家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源のこと。
延縄（はえなわ）漁業	1本の幹縄に多数の枝縄をつけ、枝縄の先端に釣針をつけた構造で、等間隔に浮きや重りを付けて海面や海底に水平に仕掛け、一定時間放置した後に再び回収する漁業。大量の釣針を一度に仕掛けられるので一本釣り漁業より効率的ではあるが、釣針にかかってから収容までの時間が長いため、魚が弱ってしまうことが多い。
抜根（ばっこん）	立木（りゅうぼく）を伐採した跡に残された根株を取り除くこと。
人・農地プラン	高齢化が進む集落・地域において、話し合いにより、今後の農地利用のあり方やその農地を利用する担い手の位置づけなどを検討し、概ね5年後の地域農業の方向性を定めたもの。
複合経営	2つ以上の部門（作物）を組み合わせた経営。
ブロックローテーション	連作障害の回避や米の生産調整の対応策として、集落全体を数ブロックに区分し、順次、作付け作物を移転させる方法。
ヘルパー員	畜産経営において、休日の確保、負担の軽減等を図るため、搾乳や給餌など作業を手伝う作業員。
ほ場（ほじょう）整備	既成の水田、畑の土地および労働生産性を向上させ、農地基盤の改良整備を行う一連の土地改良。
ま行	
木育（もくいく）	木に親しみ、木に触れることを通じて、人と木や森との関わりを考えることができる豊かな心を育むこと。
木質バイオマス	枝や葉などの林地残材や未利用間伐材など、木材に由来する再生可能な資源。
や行	
有害鳥獣	人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。
遊休農地	現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれるが、農地の有効利用に向けた取組をすべき農地。
遊漁者（ゆうぎょしゃ）	趣味やレクリエーションで行う釣りなど、営利を目的とせずに水産動植物の採捕を行う者。
優良農地	一団のまとまりのある農地やほ場、農道、水路等の基盤整備がなされているなど良好な営農条件を備えた農地。

用語	解説
ら行	
離岸堤（りがんてい）	海岸から離れた沖合に、消波ブロックを設置し、上部が海面上に現れている海岸保全施設。波の勢いを弱め、背後集落の被害を軽減させる。
林業作業士	主伐や間伐などの森林整備を行う現場作業員。
林業事業者	造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などを含めた総称。
林齢（りんれい）	森林の年齢のこと。植栽した年を1年とする。
6次産業化	生産者自らが加工や流通・販売に取り組み、経営の多角化を行うことで、農山漁村における雇用の創出や生産者の所得向上を目指すこと。
露地（ろじ）野菜	ハウス栽培に対し、屋根など覆いのない地面で栽培した野菜のこと。

※用語解説につきましては、本計画における解釈であり、必ずしも一般的に定義されているものではありません。

農林水産業振興
基本計画とは

農林水産業を
取り巻く情勢

本市農林水産業における
概要及び現状と課題

計画の基本的視点

施策の体系

基本方針

計画の推進

資料編